

「蓄電池ネットワークサービス」のポイントに関する要項

本要項は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が「蓄電池ネットワークサービス」（以下「本サービス」といいます。）におけるポイント進呈の取扱いを定めたものです。

本要項には、「蓄電池ネットワークサービス約款」（以下「本サービス約款」といいます。）も重ねて適用されるものとします。「蓄電池ネットワークサービス約款」と本要項との間に矛盾抵触が生じる場合には、「蓄電池ネットワークサービス約款」の定めが優先します。

1. 対象者

本要綱は、2025 年 4 月 30 日までに「IGNITURE 蓄電池サービス」に加入済みで、2025 年 5 月 1 日以降、本サービス約款が適用されるお客さまに適用されます。

2. 適用期間

本要項の適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、2024 年 10 月 1 日以降、お客さまが本サービスに登録完了した日からとします。なお、2024 年 9 月 30 日以前の登録は、2024 年 10 月 1 日に登録されたものとします。

3. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本要項においても同様の意味で使用します。

4. サービス継続によるポイント進呈

当社は、適用期間中、ポイントを進呈します。なお、当社電気料金メニューごとにお渡しするポイントは異なり以下のとおりとなります。

(1) 当社電気料金メニューが基本プラン、ずっとも電気 1S、1、2、3 の方は 1 か月あたり 200 パッチョポイントを進呈します。ただし、次項に定める本サービスの継続によるポイント進呈時期の時点で、本サービスを退会している場合、又は本サービス約款第 3 条（申込条件）、第 4 条（お客さまの実施事項）を満たさない場合、又は「myTOKYOGAS」を退会している場合は進呈の対象外とさせていただきます。

(2) 当社電気料金メニューが時間帯別プラン、さすてな電気の方は 1 か月あたり 200 円相当のデジタルギフト（もしくはこれに類するもの）を進呈します。ただし、次項に定める本サービスの継続によるポイント進呈時期の時点で、本サービスを退会している場合、又は本サービス約款第 3 条（申込条件）、第 4 条（お客さまの実施事項）を満たさない場合、又は本サービスのお客さま情報に登録されているメールアドレスで連絡が取れない場合ポイント進呈の対象外とさせていただきます。

5. サービス継続によるポイント進呈時期

本サービスへの登録完了後、四半期ごと（1-3月、4-6月、7-9月、10-12月と四半期を区切ることとします。）にポイントを進呈します。

(1) サービス継続によるポイントは、四半期ごとに、原則、次の四半期の初月の月末までに進呈します。

(2) サービス継続によるポイントの対象月は、月末時点で登録が完了している月とします。

6. 注意事項

(1) 「myTOKYOGAS」ログインIDとして設定されているメールアドレスおよび本サービスに登録されているメールアドレスを変更した場合、変更が反映されるまで、本サービスに関する当社からのメールが届かなくなることがございます。

(2) 本サービスのご提供中または終了後に、同様又は類似のキャンペーンを行う場合がございます。

(3) 本サービスは予告なく変更または終了する場合がございます。

(4) 本サービス継続中に、当社電気料金メニューが基本プラン、ずっとも電気1S、1、2、3の方が、時間帯別プラン、さすてな電気に変更になった場合、またはその逆の場合、お渡しするポイントの種類（パッチョポイント、またはデジタルギフト（もしくはこれに類するもの））が変更になる可能性があります。

【制定：2024年8月26日】

【改定：2025年4月 1日】